

令和6年度

横浜市放課後キッズクラブ運営法人公募要項

令和6年4月

横浜市こども青少年局放課後児童育成課

1 放課後キッズクラブの趣旨

放課後キッズクラブは、学校施設を活用してすべての子どもたちを対象とした「遊びの場」と留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ねた安全で快適な放課後の居場所を提供するための事業です。

放課後キッズクラブの運営法人には「放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方」や「横浜市放課後キッズクラブ事業運営指針」に基づき、子どもたちの目線で活動内容を点検し、子どもたちが元気に伸び伸びと育つよう、充実した活動を推進することが求められています。

2 公募の概要

選定期間の終了等に伴い、令和7年4月から運営法人が変更する放課後キッズクラブについて、運営法人を広く募集し、放課後キッズクラブの運営目的を効果的に達成することができる法人を公平かつ適正に選定します。

(1) 対象クラブ

- ア 下末吉小学校放課後キッズクラブ（鶴見区）
- イ 神橋小学校放課後キッズクラブ（神奈川区）
- ウ 斎藤分小学校放課後キッズクラブ（神奈川区）
- エ 芹が谷南小学校放課後キッズクラブ（港南区）
- オ 岩崎小学校放課後キッズクラブ（保土ヶ谷区）
- カ 善部小学校放課後キッズクラブ（旭区）
- キ 釜利谷南小学校放課後キッズクラブ（金沢区）

【参考】令和6年度放課後キッズクラブ運営法人募集クラブの概要

クラブ名	所在地	定員 ※ 1	児童の状況※1		
			登録 児童 数	うち ゆうやけ 【区分2A】 登録児童数 (対象児童数)	うち ほしぞら 【区分2B】 登録児童数 (対象児童数)
下末吉小学校 放課後キッズクラブ	横浜市鶴見区下末吉2-25-6	52	142	27 (19)	18 (14)
神橋小学校 放課後キッズクラブ	横浜市神奈川区六角橋2-34-19	98	232	130 (77)	30 (22)
斎藤分小学校 放課後キッズクラブ	横浜市神奈川区斎藤分町34-1	95	136	73 (51)	21 (20)
芹が谷南小学校 放課後キッズクラブ	横浜市港南区芹が谷4-22-1	58	48	20 (12)	17 (14)

岩崎小学校 放課後キッズクラブ	横浜市保土ヶ谷区岩崎町 22 - 1	80	220	73 (46)	34 (32)
善部小学校 放課後キッズクラブ	横浜市旭区善部町 4-1	97	197	70 (54)	21 (19)
釜利谷南小学校 放課後キッズクラブ	横浜市金沢区釜利谷南 4-12-1	96	140	37 (29)	12 (11)

※1 令和5年4月時点

(2) 選定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(※)

なお、選定期間終了後は、公募により運営法人の選定を行います。

※選定期間内であっても、次のア～オのいずれかに該当すること等が認められた場合は、運営法人の選定を取消すこと等があります。

ア 正当な理由なく本市の指示に従わないとき

イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

ウ 児童虐待等により、児童及び保護者の信用を失墜したとき

エ 放課後キッズクラブにおいて、営利活動、宗教活動又は政治活動を行ったとき

オ その他放課後キッズクラブを運営することが著しく適当でないと区長が認めるとき

(3) 公募及び選定(「6 公募及び選定に関する事項」参照)

「横浜市放課後キッズクラブ運営法人選定に関する要綱」等に基づき公募及び選定を行います。

3 運営法人の責務

放課後キッズクラブ事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」として実施する事業であるため、運営法人には以下の責務が求められます。

(1) 届出

放課後児童健全育成事業者は、あらかじめ横浜市に対して、児童福祉法施行規則に定める事項について届出を行う必要があります。

(2) 条例の遵守

事業の実施にあたっては、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を遵守する必要があります。

4 放課後キッズクラブの概要

運営法人は本市が定める「横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱」、「放課後キッズクラブ運営マニュアル」及び「放課後キッズクラブ安全管理マニュアル」等に基づき、放課後キッズクラブを運営します。

放課後キッズクラブの運営に関する基本的な事項は次のとおりです（関係法令の改正等により、変更となる場合があります）。

（１）開所について

ア 開所日

放課後キッズクラブは次に掲げる日を除き原則として毎日開所します。

（ア）日曜日

（イ）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日

（ウ）1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで

イ 開所時間

開所日	開所時間
平日（月曜日から金曜日）	授業終了後から午後 7 時まで
土曜日	午前 8 時 30 分から午後 7 時まで
土曜日を除く学校休業日	午前 8 時から午後 7 時まで

（２）対象児童

ア 利用区分

放課後キッズクラブ事業の対象児童は、利用区分により異なります。

（ア）わくわく【区分 1】（～午後 4 時まで利用可）

わくわく【区分 1】の対象となる児童は、原則、当該小学校に通学している児童です。

また、当該小学校区に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学する児童も対象となります。

（イ）すくすく【区分 2A・B】（A：～午後 5 時まで、B：～午後 7 時まで利用可）

すくすく【区分 2A・B】の対象となる児童は、わくわく【区分 1】の条件に加え、保護者が以下の①又は②のいずれかを満たしている児童です。

- ① 保護者が就労等により、放課後の時間帯において当該児童を保護・養育が難しいこと
- ② 健康上の理由等により、保護者が昼間家庭にいても当該児童の健全育成ができる環境にない状態であること

(3) 利用料（保護者負担金）

わくわく【区分1】及びすくすく【区分2】の利用料は下表のとおりとし、保護者から徴収するものとします。

また、利用料とは別に、おやつ代及び教材費等の実費を、利用児童の保護者から徴収します。

		わくわく 【区分1】	すくすく【区分2】	
			ゆうやけ【区分2A】	ほしぞら【区分2B】
利用料	4～6月 9～3月	無料 (スポット利用※1は 800円/回+おやつ代)	2,000円/月+おやつ代 (減免対象世帯※2は 0円/月) (延長料(午後7時まで) は400円/回)	5,000円/月+おやつ代 (減免対象世帯※2は 2,500円/月)
	7～8月		2,500円/月+おやつ代 (減免対象世帯※2は 0円/月) (延長料(午後7時まで) は400円/回)	5,500円/月+おやつ代 (減免対象世帯※2は 3,000円/月)

※1 スポット利用とは、わくわく【区分1】のお子さんで、保護者が一時的な用事により、放課後（土曜日や学校休業日を含む）の時間において自宅を留守にする場合などに、当該児童を留守家庭児童等として午後7時まで受入れる制度です。すくすく【区分2A・B】の定員に空きがある場合のみスポット利用を受入れてください。スポット利用には、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円の利用料とおやつ代（実費）を徴収してください。スポット利用の場合、放課後キッズクラブが指定する最終下校時刻までは、保護者のお迎えは不要ですが、それ以降はお迎えを必要とします。

※2 利用料の差額については、横浜市から加算補助金が交付されます。

(4) 職員について

ア 雇用

放課後キッズクラブでは、常勤職員を必ず2名以上（主任1名、副主任1名以上）雇用し、その他必要な人数の非常勤職員を雇用してください。

なお、活動の継続性や児童への影響を考慮し、当該校放課後キッズクラブの職員の雇用に努めてください。

イ 常勤職員の勤務時間

原則週30時間以上の勤務となるよう努めることとし、勤務時間内は専任とします。

なお、常勤職員の勤務時間については、経過措置を設けている例外もあります。

ウ 職員配置

放課後キッズクラブでは、児童の安全を確保できるよう、児童の利用状況に応じて職員を配置します。

<職員最低配置基準>

支援の単位数		1単位	2単位	3単位	4単位	5単位	6単位
平日	放課後～16時※	4名	6名	8名	10名	12名	14名
学校 休業日	クラブが指定する わくわく【区分1】 の利用時間※						
上記以外の時間		2名	4名	6名	8名	10名	12名

※ プログラムの特例を活用する場合はプログラム実施時間までとなります。

また、1つの活動場所に最低1人は配置することとし、常に複数の職員が従事する体制が必要です。

5 運営に係る補助制度について

運営法人は、保護者負担金のほか、本市から交付される補助金により放課後キッズクラブを運営します。当該補助金は、「横浜市補助金等の交付に関する規則」及び「横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付要綱」に基づき交付します。本市から交付される補助金の種類は次のとおりです。

なお、補助金については議会での議決が条件となりますので、金額は予算状況等により変動することがあります。

(1) 運営費補助

運営費補助は、基本事業費と特別加算で構成されます。

ア 基本事業費

基本事業費は、「基本補助」と「加算補助」で構成され、放課後キッズクラブ事業の実施に必要な経費であれば、補助の対象とすることができます。

(ア) 基本補助…すべてのクラブが交付対象となります。

※対象児童数、開所日数及び支援の単位数によって補助金額が異なります。

(イ) 加算補助…条件に合致するクラブが対象となり、それぞれの条件により補助金額を決定します。

イ 特別加算

特別加算は、各種「加算補助」で構成されますが、「加算補助」ごとに補助対象経費が限定されています。

(2) 開設費補助

運営法人が変更する、または、新たに開校する小学校の放課後キッズクラブの初度調弁費にかかる補助金です。

1クラブあたり 800,000 円を上限とし、放課後キッズクラブの活動に直接関わる備品の購入等の経費について、補助対象とします。

(3) 準備費補助

運営法人が変更する、または、新たに開校する小学校の放課後キッズクラブの開設にあたり、その準備のために要する雇用予定の常勤職の人件費等について、1クラブ 400,000 円を上限とし、補助対象とします。

6 公募及び選定に関する事項

(1) スケジュール（予定）

項 目	日 程
募集要項の公表	令和6年4月25日（木）
要項に関する質問の受付	令和6年4月25日（木）から 5月9日（木）まで
回答の公表	令和6年5月16日（木）
応募書類の受付	令和6年6月19日（水）まで
選定手続き	令和6年7月から10月まで
選定結果の通知	令和6年10月下旬（予定）

上記スケジュールについては、現時点のものであり、変更となる可能性がございます。変更となる場合には速やかにお知らせいたしますので、ご承知おきください。

(2) 公募手続きについて

ア 現場見学会

応募にあたっては、当該小学校の特色を理解し、それを踏まえた提出書類の作成が必要になります。ついては、現場見学会を実施するため、応募を予定される法人は可能な限りご参加ください。

各小学校の現場見学会の日程は、下記にある表をご確認ください。見学会の参加にあたっては、実施日の土日を除いた3日前までに所在区の区子ども家庭支援課へ参加申し込みが必要になります。各現場見学会の参加申し込みの詳細については、下記の子ども青少年局放課後児童育成課の法人募集に関するホームページに掲載してあります。

【令和6年度放課後キッズクラブ公募校の現場見学会スケジュール】

	区	クラブ名	開催日	開催時間	質疑応答 予定場所
1	鶴見	下末吉小学校 放課後キッズクラブ	5月29日（水）	15:00～16:00	未定
2	神奈 川	神橋小学校 放課後キッズクラブ	5月14日（火）	14:00～15:00	未定

3	神奈川	斎藤分小学校 放課後キッズクラブ	5月16日(木)	15:00~16:00	未定
4	港南	芹が谷南小学校 放課後キッズクラブ	5月20日(月)	14:00~15:00	未定
5	保土ケ谷	岩崎小学校 放課後キッズクラブ	5月28日(火)	15:45~16:45	未定
6	旭	善部小学校 放課後キッズクラブ	5月23日(木)	15:00~16:00	未定
7	金沢	釜利谷南小学校 放課後キッズクラブ	5月31日(金)	10:00~11:00	未定

【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/houkago-kids/houkago-kids/boshu/hozinbosyu.html>

【二次元バーコード】



イ 公募要項に関する質問及び回答について

本要項に関する質問及び回答は次のとおり行います。

(ア) 受付期間

令和6年4月25日(木)から5月9日(木)午後5時まで

(イ) 受付方法

質問の要旨を簡潔にまとめ、**こども青少年局放課後児童育成課**へ電子メールでお送りください。来庁及び電話でのお問合せには応じかねますのでご了承願います。

質問を送付する際には、**別紙1「令和6年度放課後キッズクラブ運営法人の選定に係るQ&A」**を必ずご確認ください。

電子メールアドレス：kd-kids@city.yokohama.jp

(ウ) 回答方法

令和6年5月16日(木)までに、本市ウェブページで回答を公表します。

(「10 本公募に係るウェブサイトについて」参照)

なお、回答は、**別紙1「令和6年度放課後キッズクラブ運営法人の選定に係るQ&A」**と同様に、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

(1) 選定の手続きについて

ア 選定方法

当該要項により書類を提出した法人の中から「横浜市放課後キッズクラブ運営法人の選定

に関する要綱」に基づき、区長が運営法人を選定します。

選定にあたっては、同要綱に基づき区長が設置する学校・地域代表等で構成される「選定検討会」及び当該区役所職員等で構成される「評価委員会」を開催します。なお、選定検討会等では、提出された応募書類のほか、応募法人に対してヒアリングを行います。

なお、ヒアリングについては、応募団体名をブラインド化して実施します。

イ 選定基準

運営法人の選定については、次に掲げる事項等を総合的に判断して行うこととします。

- (ア) 放課後キッズクラブ事業の趣旨について理解し、適切な事業提案を行っていること。
- (イ) 地域や学校との連携を図りながら、小学校施設等を活用して「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を、効果的かつ効率的に提供することができること。

ウ 選定結果

運営法人の選定結果は、応募した全法人に文書で通知します。通知時期は、令和6年10月末までを予定しています。

また、選定結果は各区ウェブサイトにおいて公表します。

(2) 応募手続きについて

ア 応募書類について

- (ア) 提出する書類の内容、様式及び部数は「別紙2「申請にかかる提出書類一覧」」のとおりです。
- (イ) 指定の様式で提出する書類については、A4サイズとし、枠内に収まるように記載してください。また、当該様式に記載する文字の大きさは、Microsoft Word（マイクロソフトワード）の文字フォント10.5以上とします。フォント10.5未満で記載された内容がある場合、当該記載文は選定の審査対象としません。
- (ウ) 様式I-2を除き、指定様式に記載する内容を補填するために、参考資料等を添付することはできません。
- (エ) 指定様式のII-1～3については、「別紙3「申請書類の記入にあたっての視点・考え方及び評価基準」」を考慮し、作成してください。
- (オ) 提出書類は以下の通りです。
 - ・すべての提出書類を揃えた**正本1部**
 - ・**抜粋版①（書類NO. I-2・3、No. II-1～4）4部**
 - ・**抜粋版②（書類NO. I-2・3、No. II-1～4）5部（応募団体が特定できないように黒塗り等）**また、提出にあたっては、正本・抜粋版ともに、フラットファイル等（クリアファイル、バインダーでの提出は不可）に綴り、背表紙に法人名を記載してください（抜粋版②は背表紙に法人名を記載しないでください）。
- (カ) 正本・抜粋版の各ファイルには、必ず当該別紙2で示す書類No.ごとにインデックスをつけてください。

(キ) 応募書類の作成にあたっては関係法令を遵守してください。

(ク) 下記に示す提出期間の締切後において、提出された書類の内容を変更することはできません。

(ケ) 応募に際し、本市が提出を求める以外の書類の提出は原則として認めません。

イ 提出期限

令和6年6月19日(水)まで(消印有効:厳守)

ウ 提出方法

応募書類は郵送または持ち込みにて受け付けます。

提出時には、封筒の表面に「放課後キッズクラブ運営法人応募書類在中」と記載してください。

応募書類の提出先は以下のとおりです。

クラブ名	提出先	所在地	電話番号	電子メールアドレス
下末吉小学校 放課後キッズクラブ	鶴見区役所 こども家庭支援課	〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中 央3丁目20-1	045-510-1886	tr- houkago@city.yokoham a.jp
神橋小学校 放課後キッズクラブ	神奈川区役所 こども家庭支援課	〒221-0824 神奈川県横浜市神奈川区広台 太田町3-8	045-411-7046	kg- houkago@city.yok ohama.jp
斎藤分小学校 放課後キッズクラブ	神奈川区役所 こども家庭支援課	〒221-0824 神奈川県横浜市神奈川区広台 太田町3-8	045-411-7046	kg- houkago@city.yokoham a.jp
芹が谷南小学校 放課後キッズクラブ	港南区役所 こども家庭支援課	〒233-0003 神奈川県横浜市港南区港南4 丁目2-10	045-847-8393	kn- houkago@city.yok ohama.jp
岩崎小学校 放課後キッズクラブ	保土ヶ谷区役所 こども家庭支援課	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2番 地9号	045-334-6322	ho- houkago@city.yok ohama.jp
善部小学校 放課後キッズクラブ	旭区役所 こども家庭支援課	〒241-0022 神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰1 丁目4-12	045-954-6019	as- houkago@city.yok ohama.jp
釜利谷南小学校 放課後キッズクラブ	金沢区役所 こども家庭支援課	〒236-0021 金沢区泥亀2丁目9番1号	045-788-7753	kz- houkago@city.yokoham a.jp

エ 追加書類

本市が必要と認める場合は、提出書類のほかに追加書類の提出を求めます。

オ 応募法人が運営する事業の実地調査

本市が必要と認める場合は、応募法人が運営する事業の実地調査を行います。

(3) 応募条件について

応募資格を有する者は、次の各号すべてに該当する法人とします。

ア 原則として、放課後児童育成事業、青少年育成事業、子育て支援事業、教育等の次世代育成事業を、法人格を有しながら概ね2年運営しており、当該事業実績が良好で、かつ今後も安定した経営が見込まれる法人であること。

ただし、これまで「放課後キッズクラブ」の運営に携わってきた地域の人材が立ち上げたNPO法人については、構成する人員の実績をもって法人の実績に代えることができる。

イ 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。

ウ 代表者又は役員が、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

カ 市町村民税を滞納していないこと。

7 運営開始へ向けた準備に関する事項

選定された運営法人は、令和7年度の放課後キッズクラブの運営開始までに、放課後キッズクラブ開設に向けた諸準備を進めます。

(1) 準備会について（10月から11月）

区子ども家庭支援課が開催する「放課後キッズクラブ準備会」に参加し、施設管理者である学校長等へ放課後キッズクラブ開設に向けた諸準備について説明します。

(2) 開設準備事務について（11月から3月）

前運営主体からの引継ぎ、各所届出及び補助金申請等を行います。

なお、放課後キッズクラブの備品及び保存文書等については、前運営主体から引継ぎ、廃棄年度毎に適切な方法で廃棄することとします。

(3) 利用説明会について（1月から3月）

在校生及び新入学予定の保護者へ向けた放課後キッズクラブの利用説明会を実施します。

8 その他留意事項

(1) 接触行為の禁止について

運営法人の選定に際して、故意に選定検討会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。なお、当該応募法人が行う通常業務の範囲において接触する場合は、本禁止事項に該当しません。

(2) 応募書類等の取扱いについて

ア 著作権等について

提出書類の著作権は、すべて当該応募法人に帰属します。なお、提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

イ 情報の公開について

提出書類は「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」により情報開示請求が出された場合、同条例に基づき、原則として請求者に対して開示します。

ウ 財務状況評価の実施について

安定的な経営が見込まれることに鑑み、応募書類のうち「直近2年間の決算書類(貸借対照表及び損益計算書に準じるもの)」は、本市が委託する会計士(又はそれに類する者)に提供し、財務状況の評価を行います。

(3) 本市が提供する資料の取扱いについて

当該法人募集に際し、本市が提供する書類は、当該応募の検討目的以外で使用することを禁じます。

また、この検討目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、または内容を提示したりすることを禁じます。

(4) 放課後キッズクラブ職員の継続雇用

活動の継続性や児童への影響を考慮し、当該校放課後キッズクラブ職員の雇用に努めることとします。

(5) 応募者の失格について

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

ア 接触行為の禁止等、当該募集要項に定める手続きを遵守しない場合

イ 提出書類に虚偽記載があった場合

(6) 事業の停止について

事業が困難となった場合の措置については下記のとおりです。

ア 運営法人の責めに帰すべき事由

選定後、運営法人の責め帰すべき事由により、業務継続が困難になった場合は、速やかに区長に報告するものとします。区長は運営法人に対して改善の依頼をし、期間を定めて改善

策の提示を求めることができるものとします。この場合、運営法人がその期間内に改善することができなかった場合には、当該運営法人の選定の取消し又は運営の全部又は一部を停止することとします。

イ 不可効力

不可抗力その他市又は運営法人の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、区と運営継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断される場合には、区長は運営法人の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

(7) 応募に係る費用について

応募に係る費用はすべて応募法人の負担とします。

9 添付資料・様式

(1) 別紙

- 別紙1 「令和6年度放課後キッズクラブ運営法人の選定に係る Q&A」
- 別紙2 「申請にかかる提出書類一覧」
- 別紙3 「申請書類の記入にあたっての視点・考え方及び評価基準」

(2) 指定様式

- 要綱様式1号 「横浜市放課後キッズクラブ運営法人選定に係る応募申請書」
- 様式Ⅰ-1 「法人の連絡先」
- 様式Ⅰ-2 「法人の概要」
- 様式Ⅰ-11 「欠格事項に該当しないことの宣誓書」
- 様式Ⅱ-1 「応募理由／活動計画」
- 様式Ⅱ-2 「人材について／学校・保護者・地域との連携」
- 様式Ⅱ-3 「法人の役割」
- 様式Ⅱ-4 「自由記入欄」

(3) 参考資料

- ・横浜市放課後キッズクラブ運営法人選定に関する要綱
- ・横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱
- ・横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付要綱
- ・横浜市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱
- ・横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
- ・放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方
- ・横浜市放課後キッズクラブ事業運営指針

10 本公募に係るウェブサイトについて

本公募に関することは、下記の本市ウェブサイトに掲載しています。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/houkago-kids/houkago-kids/boshu/hozinbosyu.html>

【二次元バーコード】



令和6年度 放課後キッズクラブ運営法人選定にかかるQ&A

No.	該当箇所	質問	回答
1	公募要項 【2(1)対象クラブ】	募集クラブの概要（活動場所やクラブの様子、状況、職員数等）について知りたい。	公表する情報としては「【参考】令和6年度放課後キッズクラブ運営法人募集クラブの概要」のとおりです。これ以外の情報については、現場見学会にご参加の上、ご確認ください。
2	公募要項 【6(2)公募手続きについて】	現場見学会に参加しなくても応募することは可能か。	可能です。
3	公募要項 【6(5)応募条件について】	会社法に基づく合併または分割（その他これらに類するものを含む）を直近2年間で行った。 この場合、合併または分割先である法人は、応募資格(1)に掲げる事業実績が2年間ないとみなされ、応募することはできないのか。	法人の同一性が認められる場合には、合併または分割前の法人の実績をもって応募することを可とします。 なお、その場合、法人の同一性を証する書類を提出する必要があります。具体的な提出書類の内容については、あらかじめ、こども青少年局放課後児童育成課までお問合せください。
4		法人格を持たずに応募資格に掲げる事業を実施した期間があるが、事業実績の2年間の中にその期間を含めることはできるか。	できません。 応募資格に掲げる事業実績として認められる期間は、法人格を有して実施している期間に限られます。
5	公募要項 【8(1)接触行為の禁止について】	選定検討会の委員との接触が禁止されているが、当該検討会の委員を事前に公表することはあるのか。	選定検討会の委員を事前に公表することはありません。
6		選定検討会の委員との接触が禁止されているが、具体的にどのような行為を指すか。	選定検討会の委員であることを知りながら、当該委員に対して、便宜を図る、又は応募に関する情報を漏洩する等、選定の公平性に欠ける行為が該当します。
7	別紙2 【申請書類一覧】	提出書類の就業規則について、現在放課後キッズクラブを運営していない法人は、キッズの職員を雇用することを前提とした就業規則を作成し、提出する必要があるのか。あるいは、現行の就業規則でも良いのか。	法人が現に有する就業規則を提出してください。 なお、就業規則は放課後キッズクラブの職員の処遇内容を確認するものであるため、現行の就業規則で当該職員の処遇が確認できない場合は、必要に応じて各区こども家庭支援課がヒアリング又は就業規則案等必要な書類の提出を求める場合があります。

申請にかかる提出書類一覧

I 法人の概要・財務状況等

書類 No.	提出書類	様式	主な記載事項	部数
—	横浜市放課後キッズクラブ運営法人選定に係る応募申請書	要綱 様式1号*	法人名、応募する放課後キッズクラブ名、提出部数	1
I-1	法人の連絡先	様式 I-1	担当者名、役職、電話番号等	1
I-2	法人の概要	様式 I-2	(1) 法人の概要	10
		—	(2) 法人の事業内容 *事業内容がわかるパンフレット等を添付	10
I-3	定款等	—	最新のもの	10
I-4	就業規定及び賃金規則等	—	最新のもの	各 1
I-5	法人登記簿謄本	—	応募日前 3 か月以内に発行されたもの	1
I-6	代表者の履歴	—		1
I-7	印鑑証明書	—	応募日前 3 か月以内に発行されたもの	1
I-8	役員名簿	—	既存のもので可。ただし、他団体の役員を兼ねている場合は、団体名と役職を記載する。	1
		—	(1) 直近 2 年間の決算書類 *貸借対照表及び損益計算書に準じるもの	1
I-9	決算書等	—	(2) 直近 2 年分の補助金、公的機関からの融資、寄附金等の状況	1
		—	直近 2 年間の納税通知書又は非課税を証する書類	1
I-10	納税証明書等 (法人市民税)	—		1
I-11	欠格事項に該当しないことの宣誓書	様式 I-11	応募資格に当てはまることを宣誓するもの	1

※横浜市放課後キッズクラブ運営法人の選定に関する要綱第 5 条に規定

II 活動計画及び事業運営に関する書類

書類No.	提出書類	様式	主な記載事項	部数
II-1	応募理由	様式 II-1	(1) 当該校放課後キッズクラブの運営法人に応募した理由	10
	活動計画		(1) すべての児童を対象とする「遊びの場」としての活動 (2) 留守家庭児童を対象とする「生活の場」としての活動 (3) 障害のある児童の受入	
II-2	人材について	様式 II-2	(1) 職員の確保及び雇用の方針 (2) 職員の育成方針 (3) ボランティア等の活用方針	10
	学校・保護者・地域との連携		(1) 学校・保護者・地域との連携の考え方・具体的取組	10
II-3	法人の役割	様式 II-3	(1) 法人の体制と現場の役割 (2) セキュリティ体制（個人情報の重要性、安全管理、事故への対応等）	10
II-4	自由記入欄	様式 II-4		10

【書類の記載及び提出にかかる注意事項】

- 1 指定の様式はA4サイズとし、**枠内に収まるよう**に記載をお願いします。また、当該様式に記載する文字の大きさは、Microsoft Word（マイクロソフト ワード）の文字フォント10.5以上とします。フォント10.5未満で記載された内容がある場合、当該記載部分は選定の審査対象としません。
- 2 様式I-2を除き、指定様式に記載する内容を補填するために、参考資料等を添付することはできません。
- 3 様式II-1～3への記載は、別紙2「放課後キッズクラブ運営法人選定に係る応募申請書記入にあたっての視点及び考え方」を考慮してください。
- 4 すべての提出書類を揃えた**正本1部**、
抜粋版①（書類NO. I-2・3、No. II-1～4）**4部**
抜粋版②（書類NO. I-2・3、No. II-1～4）**5部** 応募団体が特定できないように（黒塗り等）の提出をお願いします。
なお、提出にあたっては、正本・抜粋版を、**ファイルに綴り、背表紙に法人名を記載**してください（抜粋版②は背表紙に法人名を記載しないでください）。
- 5 正本・抜粋版の各ファイルには、**必ず書類No.ごとにインデックス**をつけてください。
- 6 応募書類の作成にあたっては関係法令を遵守してください。
- 7 提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。
- 8 応募に際し、本市が提出を求める以外の書類の提出は原則として認めません。

様式	項目	視点	考え方	評価		
				基礎点	倍率	評価点
II-1	応募理由	放課後キッズクラブ事業や当該小学校・地域の理解	放課後キッズクラブ事業への理解と熱意 ・事業内容について理解していること ・当該小学校の特徴を踏まえた応募理由となっていること ・どのような放課後キッズクラブを運営したいか、意思が明確であること	A (5) B (4) C (3) D (2) E (1)	× 2	/10
II-1	活動計画	児童の自主性・創造性・協調性を育てるような取組	すべての児童の「遊びの場」としての役割 ・児童どうしの「縦のつながり」（異年齢交流）がはかれるものであること ・様々な体験ができる活動を提供できること ・希望した児童が自由に参加できるプログラムとなっていること	A (5) B (4) C (3) D (2) E (1)	× 2	/10
			留守家庭児童の「生活の場」としての役割 ・安心して過ごせる環境の提供 ・宿題、手洗い、挨拶など基本的な生活習慣の確立に向けた取組があること ・発達段階に応じた支援を行うこと	A (5) B (4) C (3) D (2) E (1)	× 2	/10
			障害のある児童の受入の方針 ・必要な配慮・支援を行うこと ・障害の有無に関わらず、安全に安心して参加できる活動内容（包容・参加（インクルージョン）の考え） ・発達障害への理解があること	A (5) B (4) C (3) D (2) E (1)	× 2	/10
II-2	人材について	現場へのサポートや地域との関わり	職員の確保・雇用方針 ・法人が適正な人材を確保できる計画 ・地域人材の積極的な活用への取組	A (5) B (4) C (3) D (2) E (1)	× 2	/10
			職員の育成方針 ・職員育成方針が明確であること ・職員のキャリアを踏まえた育成計画	A (5) B (4) C (3) D (2) E (1)	× 1	/5
			ボランティア等の活用方針 ・ボランティアの活用が児童の様々な体験の場を与えるものになること ・地域とのつながりが意識されていること	A (5) B (4) C (3) D (2) E (1)	× 1	/5
	学校・保護者・地域との連携	学校・保護者・地域との一体的支援	学校・保護者・地域・関係機関との連携の考え方・具体的取組 ・ニーズの反映 ・切れ目のない支援（学校・保護者等との情報共有への取組等） ・「家庭での子育て」の支援	A (5) B (4) C (3) D (2) E (1)	× 2	/10

Ⅱ-3	法人の役割	管理運営における責任への理解	法人の体制と現場の役割 ・現場と法人の役割分担についての考え ・法人の現場への支援体制 ・現場と法人の情報共有の仕組み ・苦情があった場合、解決の主体が法人であること（法人が責任をもって解決にあたる姿勢）	A (5) B (4) C (3) D (2) E (1)	× 2	/10
			セキュリティ体制 —個人情報的重要性— ・法人として「個人情報」を取扱う管理体制 ・職員に対する意識啓発をどのように行うか明確になっていること —安全管理、事故への対応— ・平常時の安全管理に関する体制 ・事故防止の対策 ・事故発生時の対応	A (5) B (4) C (3) D (2) E (1)	× 2	/10
当該放課後キッズクラブ運営法人としての適格性 (法人の実績、財務状況、法人PRからの評価など)			—	—	—	/10
					合計	
					/100	

【評価基準】

A…視点・考え方を十分に踏まえた具体的な提案がされている

B…視点・考え方を踏まえた提案がされている(具体性の不足)

C…視点・考え方を踏まえた提案がほぼされている

D…視点・考え方を踏まえた提案が一部されている

E…視点・考え方を十分に踏まえた提案がされていない(視点・考え方の認識の不足)